

令和7年度における 納税環境整備に関する 改正について

甲田圭人

はじめに

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、成長意欲の高い中小企業の設備投資を促進し地域経済に好循環を生み出す等の観点から、個人所得課税、資産課税、法人課税、消費課税、国際課税、納税環境整備等について所要の措置が講じられ、関係法令の改正が行われた。

このうち納税環境整備関係の改正では、電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の見直し、添付書面等記載事項等のスキャナ読取り等の要件の見直し等によるe-Taxの利便性の向上等の改正が行われた。

以下では、これらの法令改正の主な内容について説明することとする。

一 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に係る重加算税の加重措置の見直し

1 改正前の制度の概要

(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者（以下「保存義務者」という。）は、電子取引を行った場合には、次の要件（保存要件）に従って、その電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととされている（電子帳簿保存法7、電子帳簿保存法規則4①）。

① 次に掲げる措置のいずれかを行うこと。

イ その電磁的記録の記録事項にタイムスタンプが付された後、その取引情報の授受を行うこと（電子帳簿保存法規則4①一）。

ロ 次に掲げる方法のいずれかにより、その電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すこと（電子帳簿保存法規則4①二）。

（イ）その電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその取引情報の授受後、速やかに行うこと。

（ロ）その電磁的記録の記録事項にタイムスタンプを付すことをその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行うこと（その取引情報の授受からその記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。）。

ハ 次に掲げる要件のいずれかを満たす電子